

「満州国」における朝鮮人国籍問題の考察

呂秀一

一はじめに

- 二 「満州国」の国籍法制定の課程において存在する問題
- 三 「満州国」国籍の諸提案と在満朝鮮人
- 四 在満朝鮮人の国籍をめぐる関東軍と朝鮮総督府の立場
- 五 おわりに

一はじめに

一九三一年九月、満州事変が勃発して翌年三月には「満州国」が成立し、満州地方は正式に中国本土との関係が途絶えて独立国家となつた。「満州国」建国宣言は「凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙古族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ国人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得」と明記され、基本的に満州の漢、滿、蒙、日、朝五族は「満州国」の国民であることを示した。しかし、ここで満州に居住している上述の五族は「満州国」の国民のように認定されるが、五族共存、機会均等、平等待遇を宣言するものであり、「満州国」の国民を法律的に規定したものではなかつた。

「五族協和」を建国の理念とした「満州国」は、国家の建設に伴つて法制整備をも進めた。国籍法の制定もその課題の一つであった。世界に独立国であると宣言した以上、「満州国」は当然に固有の国籍法も制定しなければならなかつた。言い換えれば、「満州国」にとつては、国籍法を制定することでその独立性を示す必要があつた。しかし、日本の強い影響下にありながら、複数の民族を抱えている「満州国」国籍法の制定には、当初から朝鮮人など外来民族の国籍を如何に処理するかなど様々な問題が現れたのである。

満州における朝鮮人（以下、在満朝鮮人と称する）の国籍問題は、満州事変以前から日中両国の懸案であつた。朝鮮半島から移住した在満朝鮮人は移住当初、朝鮮国籍のまま満州で土地を開墾し、農業生産に従事した。日韓併合以後、帰化権なしに日本国籍を所持するようになつた在満朝鮮人は、中国に帰化しても日本からは承認されず、二重国籍になつた。結局、在満朝鮮人の国籍をめぐる日中両国の対立は益々先鋭化され、「間島問題」、「琿春事件」、「万宝山事件」などが次々生じていたが、満州事変まで解決できなかつた。後に成立した「満州国」は日本にとつて中国の影響力が排除され、日本が単独的に処理できるような環境が作られたことを意味した。「満州国」建国以後、在満朝鮮人を含む住民をどのように「満州国」国民に帰属させるかについて日本側から種々の法案が提出され、在満朝鮮人に帰化権を付与して「満州国」に帰化させるような意見も出たのである。しかし、太平洋戦争の戦況の悪化により、日本は最終的に在満朝鮮人に対して「内鮮一体」方針を適用し、在満朝鮮人は終戦まで日本帝国臣民という状況に置かれた。

「満州国」建国以後の在満朝鮮人の国籍問題についての研究は、田中隆一による「『満州国』の創出と『在満朝鮮人』問題—『五族協和』と『内鮮一体』の相剋」（『東アジア近代史』、第六号、二〇〇三年三月）がある。氏の研究は、「満州国」における朝鮮人の国籍について、日本関東軍と朝鮮総督府の政策を検討したが、「満州国」建国以後の

種々の国籍法案や文書が朝鮮人をどのように取り上げたかについて具体的な分析をしていない。⁽³⁾

満州における朝鮮人の国籍問題は、朝鮮人が日本臣民である関係上、本来の日本人の国籍処理問題と互に絡みあつて、「満州国」の国籍法の制定を一層複雑にさせた。本稿では、「満州国」建国以後の満州に居住する各民族の国籍問題を考察した上で、関東軍などの日本の関係機関から提出された「満州国」国籍法案を中心に、日本の国籍法案の中で在満朝鮮人がどのように扱われたかを検討する。さらに在満朝鮮人の国籍問題が実際は解決できなかつた状況下で、在満朝鮮人がどのように実質的に日本臣民として位置付けられたかを検討したい。

二 「満州国」の国籍法制定の課程において存在する問題

日本が近代国家の国民の法律的定義を定める最初の国籍法を制定したのは、一八九九年（明治三十二年）である。その第二条では日本人の国籍離脱について「自己ノ志望ニ依リテ外国ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」と規定した。その後、一九二四年（大正十三年）の国籍法施行規則は、外国へ帰化する際の具体的手手続きとして帰化を希望する者は「其ノ國ニ駐在スル日本ノ大使公使又は領事ヲ経テ内務大臣ニ届出ツヘシ」と定めた。即ち、近代国民国家の建設を目指した日本は、欧米諸国のように本国国民の国籍離脱権を認めたが、漸次支配下に置くことになつた植民地ではこの法律が適用されたのであろうか。

近代日本の植民地における国籍問題を考察すると、朝鮮のように一国が他国（日本）により併合される際の国籍処理と、台湾、樺太などのように一国の一部が他国（日本）に割譲される際の国籍処理、そして「満州国」のように傀儡国家の下での異民族或いは他国民の国籍の処理など、日本にとつて植民地支配を実施する上で不可避の複雑な問題

が存在した。

台湾においては、一八九五年五月の「日清講和条約」(下関条約)第五条は、「日本国へ割譲セラレタル地方ノ住民トシテ右割譲セラレタル地方(台湾一筆者注)ノ外ニ住居セムト欲スル者ハ自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二個年間ヲ猶豫スヘシ右年限ノ満チタルトキハ未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本國ノ都合ニ因リ日本國臣民ト視為スコトアルヘシ⁽⁴⁾」と定めた。即ち、台湾住民については二年の猶予期限を設け、台湾からの退去の如何によつて国籍を選択することとした。その後、日本は「台湾住民分限取扱手続」により、批准交換の満二年の前に台湾総督府管轄区域以外に退去せざる台湾住民は下関条約第一条によつて日本国民とみなし、一八九九年には勅令第一八九号で日本国籍法を正式に台湾に適用した。即ち、台湾には日本国籍法が適用され、台湾人は日本国籍法の規制を受ける日本国民となつた。南樺太でも一九二四年、勅令第八十八号により日本の国籍法が適用された。

朝鮮においては、日韓併合の際、閣議決定された「併合処理法案」の中で、朝鮮人の国法上の地位について「特に法令又は条約をもつて別段の取扱をなすことを定めたるほか、全然内地人と同一の地位を有す」、「外国に帰化し二重の国籍を有する者については、追て国籍法の朝鮮に行われるまで、わが国の利害関係においては日本国民とみなす」⁽⁵⁾という方針を定めた。その理由は、外国の国籍を取得した者は日本国籍を喪失する趣旨の規定を悪用することを回避するなどの事情があつた。⁽⁶⁾そして、「日韓併合に関する条約」は「韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ閔スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ譲与ス」と決め、朝鮮国民は日本臣民となることになつた。しかし、日韓併合から終戦までの間、勅令をもつて朝鮮に施行された法律は著作法など百三十件あつたが、国籍法は含まれていなかつた。日本が韓国を併合した関係上、朝鮮人は実際的には日本国民でありながら日本国籍法の適用範囲以外の日本人であり、

国籍法が定めた外国への帰化権を持たない存在であることを意味した。結論から言えば、海外朝鮮人を含む朝鮮人は国籍法の適用を受けず、日本国民であるという法的に不安定の地位のままで終戦を迎えたのである。

このように、日本は植民地領有に於いて、台湾と南樺太で日本の国籍法を適用し、朝鮮には適用しない方針を取つたのである。

「満州国」は、台湾、南樺太と同じように一国から分離されたが、日本と合併したのでなく形式上は独立国家であった。「満州国」建国當時、満州では既に漢族、蒙古族、滿州族など旧来の中国人以外に日本人、朝鮮人、ロシア人などの外国人が居住していた。人口構成を見ると、「満州国」建国當時、内地人（日本人）が十四万四千百三十四人、朝鮮人が五十九万五千六百七人、台湾人が五十九人、ロシアなど外国人が七万五千八百八十四人、中国人が二千二百六十九万六千四百四十六人であつた。⁽⁹⁾その後、日本人、朝鮮人の人口が益々増加し、一九三三年には日本人が十九万四千八百九十六人、朝鮮人が六十七万五千五百三十五に達した。⁽¹⁰⁾「満州国」において中国人は、「満州国」国籍が制定されていないことから満州事変当時は、中国国籍を所持していたが、引き続き「満州国」で居住するものは「満州国民」と認定された。日本人、朝鮮人、台湾人など外国人は「満州国」人と区別される特殊な存在であつた。一九三二年一月発表された「満蒙獨立建国論」は「半島同胞（朝鮮人—筆者注）を含む日本民族は、歴史的に満蒙保存、経済資源の開発並に新文化の建設に与る力があり、且今回建国の功労者である」と論じた。つまり、朝鮮人を含む日本人は「満州国」の「功労者」であることから建国以後では特殊地位に位置付けることを主張したが、「満州国」国籍に帰属するかについては説明していない。

このような異なる国籍あるいは民族について国籍法を制定し、「満州国」国籍に帰属させることについては、国民範囲の定義上、次のような問題が存在した。

第一に、日本人の国籍問題である。日本人に対する「満州国」国籍を付与するかどうかは、日本政府とつて選択困難な問題であった。それは「満州国」建国以後、満州各機関では日本人が顧問などの職務を履行するのみではなく、「満州国」の官吏として要職の地位を占めていたからである。即ち、日本人が顧問になる場合はそのまま日本の国籍でもよいが、官吏職務を担う場合、二重国籍になるのか、あるいは日本国籍を離脱するのかの問題が存在した。これは「満州国」の独立性のイメージにも関わる問題であった。しかし、日本国籍法は日本人が外国国籍を取得した場合には日本国籍を失うと規定していたため、日本人の「満州国」国籍の取得は日本国籍の喪失に繋がることから、日本国籍を保留して二重国籍を維持するためには日本国籍法を修正しなければならないことを意味した。

第二に、最も複雑な問題は、在満朝鮮人の国籍問題であった。上述したように、在満朝鮮人の国籍問題は日中両国の間で長期にわたって解決できなかつた懸案であつた。朝鮮人は日本国籍法の適用範囲以外の存在で帰化権を持つていなかつた。しかし、中国の帰化政策、特に一九二九年二月の中華民国国籍法により、在満朝鮮人は日本の法律上の許可を得なくとも中国へ帰化する権利を所持し、二重国籍問題が一層悪化した。「満州国」建国以後も日本の国籍法は朝鮮に施行されでおらず、しかも「満州国」も国籍法を制定していない状況下では、在満朝鮮人は依然として日本国籍を持たない日本国民であるという異常な地位に置かれていた。「満州国」建設のために日本人の中から在満朝鮮人のみを切り離し、「満州国」に帰属させるかどうかは日本と「満州国」との関係以外に、日本の朝鮮統治にも関わる問題であった。

第三に、日本人、朝鮮人と同様に外国人であるロシア人の問題がある。満州のソビエト連邦の国籍を有するロシア人と、無国籍のロシア人は主に満州北部鉄道沿線に居住しており、ある意味では在満朝鮮人と同じ存在であった。彼

らはソビエト政権と不和関係があり、中国からも差別された。そのため、「満州国」建国以後、国際連盟のリツトン調査団に庇護権、定住権などを求めたが、「満州国」に帰化するか否かについては言及していない。⁽¹²⁾ ソ連の国籍を有するロシア人はそのまま居住しても問題ないが、ロシア革命以後無国籍ロシア人については「満州国」建国当初から「満州国」国籍を付与するか否かの問題は、「満州国」国籍法の制定で避けられない問題であった。

第四に、中国本土の漢族の入国による国籍問題があつた。満州は近代から漢族の伝統的出稼ぎ地であるが、一九三四年から「満州国」は万里の長城の各関所に国境碑を設け、中国人往来を検査した。炭鉱や製鋼など労働者が極端に不足した業種は中国人労働者にとって出稼ぎ対象であるが、関東軍側は、必要労働力を原則として満州五族の中でも、特に満州人、日本内地人及朝鮮人により供給させようとする方針をとつた。⁽¹³⁾ しかし、中国労働者の移住は満州事変以後も増え続けた。一九三一年、華北から入満した中国人労働者は四十一万六千八百二十五人であるが、一九三三年には五十六万八千七百六十八人、一九三四年には六十二万七千三百二十二人にも達した。⁽¹⁴⁾ 言うまでもなく、このような大量の中国人労働者らは「満州国」建国以前においては満州に居住しておらず、国境を越えた移民であり、「満州国」の国籍を付与するか否かという点に於いて立法技術上の課題になつた。

なお、満州地域には上述民族以外に旧来の漢族、殆んど同化された満州族と民族慣習を依然として維持している蒙古人、一部の少数民族も定住していた。中華民国のように、これらの先住民族を多民族国家の一員として「満州国」の国籍を付与すれば、「複合民族国家」を建設することにおいて障害がなくなるのであつた。

要するに、多数民族を抱えていた「満州国」は国籍法の制定において単純に「五族協和」という單なるスローガンのみで問題を解決することができなかつた。特に日本人が「日本国籍を離れて満州国籍に移ることを峻拒し続けた」⁽¹⁵⁾ 社会的集団意識からすれば、在満日本人に「満州国」の单一国籍を授与するのは困難であり、またその場合、日本国

民である在満朝鮮人のみを「満州国」に帰属させるか否かは、「満州国」国籍法の制定において最も処理し難い問題であった。

三 「満州国」国籍の諸提案と在満朝鮮人

「満州国」建国以後、国籍法が制定されていない状況から在満朝鮮人は以前と同じように日本国民であり、満州地域では朝鮮総督府と日本外交機関による在満朝鮮人に対する支援や保護施設が設置されていた。しかし、満州における在満朝鮮人を含む日本人の権益を如何に保護し、法的地位をどのように定めるかという問題が顕在化した。

一九三二年九月、日本と「満州国」の間では日満議定書が結ばれた。この議定書は「満洲國ハ将来日満両國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限り満洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民カ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ権利利益ヲ確認尊重スヘシ」と規定し、満州における在満朝鮮人を含む日本人の権益を確認した。言い換えれば、日本による韓国併合以後、在満朝鮮人はあくまでも日本臣民であり、日本政府が在満朝鮮人を統治する方針には変わりがないことが言えた。

しかし、「満州国」建設に伴つて、在満朝鮮人の国籍と支配権をめぐる日本の立場には新たな動きが現れた。一九三二年十一月に日本外務省が作成した調査報告書「在満朝鮮人」は、朝鮮人の「満州国」国籍の取得は帰化によるべきことを前提とし、朝鮮人に「從來封禁セラレタル帰化権ヲ許容シ、満州國側ノ国籍法制定ト呼応シテ、我國国籍法ヲ条件附又ハ無条件ニテ朝鮮ニ施行スル」ことを提案した。⁽¹⁸⁾また、一九三三年十二月、関東軍が制定した「満州国における朝鮮人指導方策」も、「満州国ニ於ケル民族協和ノ精神ニ合致スル如ク指導」することを在満朝鮮人の指導方

針とした上、その統制機関については今までの日本側による統制を変え、在満日本最高統制機関は関係諸機関（満州国を含む）と連携して満州に於ける在満朝鮮人を指導して、次第に「満州国」に帰属させる意思を示した。

このような日本政府及び関東軍の方針を背景に、一九三二年七月から満鉄経済調査委員会をはじめ、一連の「満州国」の国籍法に関する提案などが出されたが、主に次のようなものがある。⁽²⁰⁾

（一）満鉄経済調査委員会による「満州国の国籍問題」

これは、一九三二年七月に作成されたものである。この文書は「満州国」で住所を有する日本人、朝鮮人を含む外国人の国籍について居住法と帰化法による解決案を示した。居住法については「満州国」において一定の居住期限を設け、全ての外国人に本国の如何を問わずに「満州国」国籍を付与し、「満州国人民として旧中国人と全く同一なる地位に立ち、啻に私権を享有せしむるのみならず公民権、選挙権、被選挙権など公権を無制限に享有せしむる」とする。帰化法については満二十歳以上の品行端正なる者などの条件で「満州国」へ帰化させるが、朝鮮人は帰化権を持たないことから「先づ朝鮮を我が国籍法の適用地域として以て朝鮮人の満州国に帰化するを可能ならしめざる可からず」と述べて、在満朝鮮人の「満州国」国籍取得の前提として日本国籍法の朝鮮施行を主張した。居住法は国籍を強制的に付与する案であり、帰化法は外国人本人の意思を認める案である。いずれも本国の国籍を離脱するか否かと言ふ点に言及しておらず、二重国籍という結果を招き、政治上、外交上の紛糾を引き起こす可能性が存在した。

八月、満鉄調査委員会は、「満州国の国籍問題」の追加説明として「満州国国籍に関する意見」を作成し、日本人、朝鮮人との「満州国」の国籍との関係について説明した。それは一定の条件によつて「満州国」国籍を取得するが、二重国籍を前提として「満州国外に生活本拠を移すとき人は原則として満州国の国籍を失ふ」ことで、日本の国籍のみを保留するよう主張したのである。

(二) 東京商科大学による『満州国の国籍問題』

これは一九三三年三月に起草された私案であった。この私案は「満州国」建国運動に参加し、建国の当時住所を有する中華民国人は「満州国」人であると述べた。ところが、「満州国」建国以前に、一部の在満朝鮮人は日本からは承認されていないが、既に中国へ帰化し中国の国籍を所持していた。この件に關し、この案は「中華民国法令ニ依リ中華民国ニ帰化シタル者ハ中華民国人ト認為ス但シ已ニ東省（東北三省）各県公署市政公署或省長公署ニ於テ帰化許可執照ヲ發給シタリト雖モ而モ尙ホ未タ中華民国ニ帰化セスト認為サルル者ハ此レ限りニ在ラス」と説明した。「満州国」建国以前、中国国籍法と中国中央政府により許可された者に対して「満州国」国籍を付与する理由は「満州国」の「自主的独立自發的建国の意味を強調」するためであり、中国各地方当局の許可により帰化した在満朝鮮人に對しては「満州国」国籍を付与しないことは「東省（東北三省）の所謂帰化鮮人を満州国人となすことを避け、朝鮮人の二重国籍問題を解決すると共に、日本官憲に依る所謂不逞鮮人の取締の自由を保障」することであると述べた。しかし、この案も、日本の国籍法が朝鮮に適用されてもおらず、朝鮮人が日本国籍を離脱することができないという理由で朝鮮に日本の国籍を適用することを提案した。

(三) 関東軍特務部による『満州国国籍法制定に関する件』

これは、一九三四年一月、関東軍特務部第五委員会が作成したものである。「満州国」国籍法制定の趣旨について、この文書は、「五族を以て基本自国人として他面旧国籍選択権を認め、次に外国人の帰化については頗る条件を拡張して認可の範囲を拡大」することとした。「満州国」国籍の構成において、日本人、朝鮮人を含む五族は「満州国国籍法施行當時満州国内に住所を有するものは満州国人とする。但し同法施行後一ヶ年以内に反対の意思表示を為したものは外国人とし其後一ヶ年以内に之を国内より退去を得べきこと」と定め、在満朝鮮人を含む日本

人に「満州国」国籍を付与することにした。しかし、これについて「国籍を有せず又は満州国の取得に因りて其の国籍を失ふべきことの条件を除くこと」を設け、在満朝鮮人に「満州国」の国籍を付与する同時に日本の国籍も保留し、二重国籍を許容することとした。さらにこの文書は在満朝鮮人の外国への帰化権を持たないことから、「日本側としては明治四十四年法律三十号朝鮮に施行すべき法令に関する件第四条に依る勅令を以て日本国籍を朝鮮に施行し、同法二十条以下に依りて満州国に帰化する朝鮮人の国籍離脱を認むること」を述べた。

（四）満鉄経済調査会による「満州国の国籍問題」

これは、一九三四年九月の満鉄経済調査会第五部法制班が作成した文書である。この文書は「満州国」の国籍法の制定に関し、個人の意思を尊重することが国際法上の原則であることを前提とし、「満州国」において日本人など外国人に居住法により国籍を付与することを反対した。そして、在満朝鮮人に關しては「満州国国籍法は二重国籍の発生を防ぐ為め、日本及び中国旧国籍法に倣ひ本国国籍の喪失を条件として帰化を認むべきであると思ふ。只斯くときは日本法との関係上今日に於ては朝鮮人の満州帰化の途は全く無いこととなる。斯ることの不合理なる種々論述するまでも無く明かなところであつて、吾人は速やかに日本政府が朝鮮にも、台灣、樺太同様一日も早く国籍法を施行しべき」であるとして、朝鮮への日本国籍法施行と朝鮮人の日本国籍離脱、そして帰化による「満州国」国籍取得を主張した。

（五）朝鮮総督府の在満朝鮮人国籍問題に対する対応

朝鮮総督府側は日本人の中で朝鮮人のみを日本国籍から切り離し、「満州国」に帰属させる動きに対しても反対意思を表明した。朝鮮総督府は在満朝鮮人に单一の「満州国」国籍を付与するのは政治上、法律上複雑な状況を招くことになり、国籍を強要するものであると指摘した上、次の理由から在満朝鮮人に対して「満州国」国籍を付与すること

とについて反対した。その理由はまず、在満朝鮮人など「新附同胞ノミヲ日本帝国ヨリ切放シ」で強制的に「満州国」の国籍を付与するのは「日韓併合ノ詔書ノ御趣旨ニ反スルコトスル」ことと、次は「日本人特ニ朝鮮人ノミヲ区別シ、之ニ対シ国籍ノ得喪ヲ強要スルガ如キコトハ、朝鮮統治ノ方針……併合以来強調シ来タル内鮮一家ノ大儀ニ反シニ千萬同胞ヲシテ新ニ朝鮮統治ノ真意ヲ疑ハシムル」⁽²⁾ことと述べている。つまり、朝鮮総督府は在満朝鮮人の国籍問題について日韓併合の趣旨と朝鮮統治の方針である「内鮮一体化」の政策に反するという理由により、日本と在満朝鮮人の国籍問題を同一に取り扱うことを主張したのである。

このように、「満州国」建国以後、満鉄や関東軍などによる種々の国籍法案や文書は、日本国籍を朝鮮に施行して在満朝鮮人に帰化権を与える、「満州国」国籍に帰属させようとしたが、一方、朝鮮総督府は「内鮮一体」の立場から反対の意思を示したのである。

四 在満朝鮮人の国籍をめぐる関東軍と朝鮮総督府の立場

上述したように、「満州国」建国以後、在満朝鮮人の国籍を「満州国」に帰属させるか否かをめぐる法案や提案において関東軍と朝鮮総督府の意見は同じではなかった。このような意見の相違は、「満州国」国籍法の制定だけではなく、在満朝鮮人の国籍が確定していない状況下で、彼らをどう位置付けるかという問題においても顕在化した。

一九三五年八月、日本は閣議で満州における治外法権を撤廃することを決定し、翌年の六月には「満州国」と「満州国ニ於ケル日本國臣民ノ居住及満州國ノ課稅等ニ關スル日本國満州國間條約」を結び、満州における日本の一
部治外法権を撤廃した。⁽²²⁾これに伴って、関東軍は、一九三六年八月十五日に「在満朝鮮人指導要綱」を制定し、在満朝鮮

人に関する基本方針を定めた。⁽²³⁾ 関東軍は、その指導方針として、在満朝鮮人は「満州国の重要な構成分子」であると位置付けた上で、在満朝鮮人に対し真に満州国民になる意識を徹底させ、その政策に服属し「満州国」の発展に貢献させるように指導することを明らかにした。また、満州国民になる義務の一つとして在満朝鮮人は「満州国」の治安維持を担い、漸次国防の責務を負担させることを明記した。在満朝鮮人に対する統治機関については、一九三三年十二月の「満州国における朝鮮人指導方策」のように朝鮮総督府統治機関を「満州国」に移管し、関東軍司令官兼「満州国」全権大使を通じて「満州国」により在満朝鮮人に対する施策を実施するよう定めた。このように関東軍は在満朝鮮人を完全なる「満州国」国民に帰属させる意向を示したのである。関東軍参謀石原莞爾も新滿蒙建設をめぐる日満名士の座談会（一九三二年二月十一日）で日本人と「満州国」人が新しい「満州国」を建設するため、日本人（朝鮮人を含む—筆者注）と支那人を区別するべきではなく、日本の国籍を離脱することを主張した。⁽²⁴⁾

この「指導要綱」の制定において、関東軍参謀長板垣征四郎は朝鮮総督府の反対に対する恐れから、八月五日陸軍次官梅津美治郎宛に電報を送り、「満州国に於て実質的又々歴史的立場より見て朝鮮人を内地人並に取扱ふことの不当不利なる何等疑点の存せざる処」であるとし説明した上で、「在満朝鮮人の統治を鮮内統治と切離し各々新時代に即応する如く其処に従ひ指導するを以て最善の策と信ず」と述べ、在満朝鮮人に対する統治を朝鮮統治と切り離すのが最善であるとした。八月七日、この電報の返答として、梅津陸軍次官は板垣関東軍参謀長宛の電報で次のように述べた。「鮮人を實質上満州国構成分子として取扱ふ趣旨は敢えて異存なきも、一方鮮人も亦国籍法上日本人たる地位を有しあるに鑑み、日本臣民として在満日本人に準じ、或程度帝国所要機関の保護を受けしむる措置を講じるのは理論上は勿論、實際問題としても鮮内統治への影響乃至内鮮融和等諸般の関係に於て今日の事態としては認めざるを得ず」。⁽²⁵⁾ 即ち、梅津次官は在満朝鮮人の国籍問題が朝鮮統治へ与える悪影響から在満朝鮮人の「満州国」帰属に対し

て異議を唱え、日本による保護に理解を示した。その後、「満州国」と朝鮮との依存関係を確認するため、十月十九日に満州東部の団體で南次郎朝鮮総督と植田謙吉関東軍司令官との会談が行われた。⁽²⁸⁾ この会談では「満州国」と朝鮮との経済、政治、治安維持などでの協力関係を築くことで協議した。しかし、在満朝鮮人の統治権については言及してない。

このような朝鮮総督府の立場に閑東軍がどのように配慮したかについては明らかでないが、閑東軍が一九三八年七月二十五日に修正した「在満朝鮮人指導要綱」は、在満朝鮮人は「満州国の重要な構成分子」であり、依然として「満州国」国防の義務を負担するように規定しているが、朝鮮総督府の統治機関は閑東軍司令官兼「満州国」全権大使を通じて「満州国」により在満朝鮮人に對する施策を実施するという条項は削除された。⁽²⁹⁾

一九三七年七月、日中戦争が勃発し、朝鮮は次第に日本の兵站基地と化した。一九三八年九月に朝鮮総督府で開かれた時局対策調査会により作成された「内鮮一体の強化に関する件」は、「朝鮮内に於て之（内鮮一体—筆者注）を実現すべきは勿論なるもの、内地、満州、支那其の他朝鮮人の在住する地方に於ては何よりも本趣旨に基き実施して完全なる効果を挙ぐる様、適當措置するの要あり認む」として、「内鮮一体」方針を朝鮮以外にも拡大する方針を示した。これについて「満州国」側を代表して調査会へ出席した閑東軍參謀片倉衷は、「満州は内地人も朝鮮人も一緒になつて漢民族、蒙古人、原有満人、白系露人といふものと融和帰一して、新しき日満不可分の独創の國家を造る」と述べ、「満州国」内での諸民族の統合による国家建設を唱えた。

しかし、外務省は一九三八年十月十一日、各大使、領事館に、満州、支那、蒙疆は勿論、其他諸外国に在留する朝鮮人に対しても内鮮一体の趣旨を適用することを指示した。⁽³⁰⁾ 結局、在満朝鮮人を含む全ての在外朝鮮人に対し、「内鮮一体」の方針を適用するのが日本政府の決定になり、依然として日本國臣民と見なしたのである。

以上のように、在満朝鮮人の位置付けをめぐって朝鮮総督府と関東軍の意見は相互に異なつたが、しかしながら日本政府が在満朝鮮人の地位を日本國臣民と定めた以上、その後の「満州国」の国籍法の制定過程においてどのように反映させ援用すべきかという課題が生じた。

一九三九年一月、青木佐治彦総務庁法制所長を幹事長として、司法部、治安部、協和会の関係者により「満州国」国籍法制定準備委員会幹事会が開かれた。国籍法制定の方針について、「満州国」建国事業に参加した日、鮮、漢、滿、蒙の各民族を本来の国家構成分子とし、日本人と満州国とは不可分の関係であることを明示する一方、漢、滿、蒙各族と中華民国との関係を調整して從来の歴史的因果関係を整理し、満州国国民意識を形成することであると説明した。⁽³³⁾ この会議は「満州国」の国籍法案「国籍法要綱案骨子」を制定したが、五族については、「一、満州国内に定住する日本人に対しては二重国籍を認める。二、日、滿、漢、鮮、蒙五族に対しては満州国内に生活の本拠を有することにより国籍を認める。三、その他の外国人に対しては帰化によつて国籍を認める」こととした。即ち、「満州国」国籍法においては居住地法を基本原則として、「満州国」内に生活の本拠を有する日、朝、漢、滿、蒙の各民族に「満州国」国籍を付与する一方、在満朝鮮人を含む日本人には二重国籍を施行することであった。また、「満州国」においては「建国の特殊事情に鑑みまして国籍の選択保留の自由を認めない」が、その理由は日本人については国籍の選択自由を認めても実益がないし、漢、滿、蒙各族については、選択自由を認めないことが建国精神を徹底的に実行することであると述べた。⁽³⁴⁾ しかし、結局この案も成立には至らなかつた。

このような在満朝鮮人の国籍及び法的地位をめぐる朝鮮総督府と関東軍との意見の相違は、在満朝鮮人に対する「内鮮一体」方針の適用で落着した。これについて南次郎朝鮮総督は、一九三九年の国民精神総動員役員総会で次のように述べた。「満州国政府及び関東軍と二年半に亘つて種々なる交渉の結果、及び関東軍、満州国と我が中央政府

との交渉の結果、最近に至りまして判然と其の趣旨（在満朝鮮人の法的地位——筆者注）が決定致したのであります。即ち満州にある内鮮人は等しく大日本帝国の臣民であると同時に満州国の民族協和の趣旨に基き満州国の人民であります。此のことは最も大切な半島人の身分決定の基礎であります。即ち、漢人、蒙古人、滿人は満州国の臣民であります。即ち日本人が満州国の官吏となり、住民となつてもそれは満州国の臣民ではない、満州国人民であります。満州人、蒙古人、漢人、或は白系露の人も入りませう。是等の民族は日本帝国の臣民ではありません。満州国の人民であります。内鮮人は満州国の臣民ではありません。満州国に勤務し従事し生活する者は満州国の臣民であります。茲に内鮮一体の根本趣旨は満州国に於て確立せられました。⁽³⁶⁾

このように、南次郎は、在満日本人と在満朝鮮人は「満州国」構成分子となる「満州国人民」であるが、国籍としては「日本帝国臣民」であるとして、あくまでも日本国籍を有することを主張した。言い換えれば、在満日本人と在満朝鮮人は「満州国」に居住し、官吏に任命されてもそれは「満州国」の建設のために貢献するだけのことであり、依然として日本国籍であることから日本に忠誠すべきであるという論理であった。結局、一九四二年八月に締結された第二次満鮮協定は、在満朝鮮人について「日本ノ国籍ヲ有スル在満鮮人ハ皇國臣民タル本質ヲ基礎トシテ善良ナル満州國人民タル」と述べ、「満州国人民」である在満朝鮮人が本質的には「日本臣民」であることが日本と「満州国」の共通認識になつたのである。

一九四一年十二月、太平洋戦争の勃発以後戦況は次第に拡大され、在満朝鮮人に対する「内鮮一体」方針が本格的に適用された。これにより、在満朝鮮人社会においても「創氏改名」⁽³⁸⁾と日本式教育を主な内容とする「皇民化」運動が展開される一方、日本の徵兵法に基づいて在満朝鮮人は関東軍により徵兵され、日本臣民としての義務を果たした。換言すれば、終戦まで、在満朝鮮人は前述のような国籍に関わる種々の法案にも拘わらず、「満州国」で実質的に日

本国民（臣民）という法的地位には何らの変化もなかつたのである。

五 おわりに

以上、「満州国」の国籍法制定における各民族の国籍問題を論じ、さらに在満朝鮮人に対する国籍法案や朝鮮総督府と関東軍の立場を中心に分析した。

「満州国」建国以後、その民族構成の複雑さは日本にとつて新たな課題であった。複数の民族を抱えた「満州国」を日本がどのように建設するか、その国民の範囲をどのように定めるかという問題は避けられないことであった。そこで現れたのが「複合民族国家」と「五族協和」の建設という理念である。しかし、これはあくまでも国民の定義ではないことから、「満州国」国籍法に関する種々の法案や文書が提出された。

満州事変から日中両国の懸案であった在満朝鮮人の国籍問題は、「満州国」においても課題になつた。在満朝鮮人に単一の「満州国籍」を付与するか、或いは日本国籍をそのまま保持させるか、或いは二重国籍にするかをめぐつて、「内鮮一体」と朝鮮統治を重視する朝鮮総督府と「満州国」の「五族協和」建設を重視する関東軍側は、その見解の相違からその立場が異なつた。結局、「満州国」では終戦まで国籍法が制定されず、しかも朝鮮人に対しても日本の国籍法が適用されなかつた。よつて厳密に言えば、「四千三百数十万人といわれた満州国居住者の中に、法的にはたつた一人の満州国民もいなかつた」⁽²⁹⁾ように、在満朝鮮人は日本国籍と言うより、無国籍であると言うのが適切であろう。

国籍の制定はその国の伝統、人口、国防政策と周辺国家との力学関係から定められるものである。「満州国」国籍

法の制定においては中国の影響力は排除されたが、日本による在満朝鮮人の施策については朝鮮統治への影響を最大限に配慮し、朝鮮を含む日本の国体を二分するのを極力に避けたいのが在満朝鮮人の国籍問題を解決できなかつた理由である。⁽⁴⁾

今後の課題として、傀儡国家でありながらも「満州国」側がどのように在満朝鮮人を含む五族の国籍問題を取り上げたかを検討したい。

(1) 「現代史資料(Ⅱ) 統・満州事変」(みすず書房、一九六五年) 五一五頁。

(2) 「間島事件」(一九〇九年)、「琿春事件」(一九一二年)、「万宝山事件」(一九三一年) いずれも在満朝鮮人の支配権、土地經營権をめぐる日中両国の衝突であり、「万宝山事件」を契機に二十年以上膠着状態となつた在満朝鮮人の問題は、満州事変の直前において頂点に達した。結局、在満朝鮮人の問題は満州事変原因の一つであると言われるほど、日中間の外交的紛争になつたのである。

(3) 「満州国」の国籍問題に関する先行研究は、浅野豊美「満州国における治外法権問題と国籍」【渋沢研究】第十一号・一九九八年十月)、「蜃気楼に消えた独立・満州国の条約改正と国籍法」(『近代日本文化論』・日本人の自己認識) 岩波書店、一九九九年七月)などがある。

しかし、これらの研究は「満州国」国籍法の制定をめぐる日本側の動きを中心に検討しており、在満朝鮮人の国籍問題について分析していない。

(4) 外務省編「日本外交年表並主要文書」上巻(原書房、一九六五年) 一六五、一六六頁。

(5) 外務省条約局法規課編「日本統治時代の朝鮮」(『外地法制誌』第四部の二)(一九七一年三月) 十三頁。

(6) 水野直樹「戦時期植民地統治資料」第五巻(柏書房、一九九八年) 一〇頁。

(7) 同右、一七頁。

(8) 外務省条約局法規課編「日本統治時代の朝鮮」(『外地法制誌』第四部の二)(一九七一年三月) 六四頁。

(9) 外務省亞細亞局編「満州国及中華民国在留本邦人及外国人人口統計・仮表」(一九三三年一二月)。

- (10) 「満州國並中華民国在留邦人及外國人人口概計表」アジア歴史資料センター所蔵、所蔵番号 調一〇〇一四。
- (11) 「現代史資料（II）統・満州事変」（みすず書房、一九六五年）五八〇頁。
- (12) 「リットン報告書」中央公論一號（一九三二年一二月）三四四頁。
- (13) 吳東之「中國外交史」（中華民国時期一九一一～一九四九年）（河南人民出版社、一九九〇年一月）三一〇頁。
- (14) 松村高夫「日本帝国主義下における満州への中国人移動について」『三田学会雑誌』六四卷九号、三九頁。
- (15) 満州国史編纂の刊行会編「満州国史」各論（一九七一年一月）二五六頁。
- (16) 山室信一「キメラ—満州國の肖像」（中央公論社、一九九三年）二九八頁。
- (17) 外務省編「日本外交年表並主要文書」下巻（原書房、一九九六年）二二五頁。
- (18) 外務省外交資料館編「外務省警察史 在満大使館第二」第八卷（不出版社復刻版、一九九六年）二七〇頁。
- (19) 満州帝国協和会中央調査部編「国内における鮮系国民実態」（一九四三年）九九頁。
- (20) 本文中の(一)から(四)までの文書と法案についての記述は、南満州鉄道株式会社経済調査会「満州国国籍並会社国籍及資本方策」（大連図書館所蔵、所蔵番号M四一二・四〇二）による。
- (21) 朝鮮総督官房外事課「昭和一〇年六月 国籍問題に関する私見」日政文書 政務總監満州出張関係綴（大韓民国政府記録保存所所蔵）。
- (22) これは第一次撤廃であり、第二次については一九三六年十一月「満州国に於ける治外法権及び南満州鉄道付属地行政権の移譲に関する日本国、満州国間条約」が締結され、満州における日本の治外法権は全部撤廃された。しかし、日本人の神社、兵事、教育の行政権は日本が行うことになったが、後に在満朝鮮人の教育権は「満州国」に移譲された。申奎燮「治外法権撤廃と在満朝鮮人統合政策—治外法権撤廃から協和会への編入まで」姜德相先生古希・退職記念論文集刊行委員会編「姜德相先生古希・退職記念日朝関係史論集」（新幹社、二〇〇三年）を参照。
- (23) 滿州帝国協和会中央本部調査部編「国内に於ける鮮系国民実態」（一九四三年）一〇一頁。
- (24) この座談会には、「満州国」側は奉天省政府地方自治指導部長于衡漢など、日本側は石原莞爾をはじめ、片倉東參謀、奉天新聞社長石田武亥などが出席した。
- しかし、石原の主張は、この座談会に出席した日本人代表から直ちに反対された。その理由は、「日本の国体上、感情上、どうも

国籍を脱して日本人が新国家に隸属するというようなことは賛成出来ない、さいふう孝へは何となく日本の伝統国民性を「分するような感じがする」ということでつた。【現代史資料（Ⅱ）統・満州事変】（みすず書房、一九六五年）六二六頁。
 田中隆一「対立と統合の【鮮満】関係—【内鮮一体】・【五族協和】・【鮮満一如】の諸相」「ヒストリア」一五一号（一九九六年）一一三頁。

同右、一一四頁。

満州帝国協和会中央本部調査部編「国内に於ける鮮系国民実態」（一九四三年）一〇一頁。

【現代史資料（Ⅱ）統・満州事変】（みすず書房、一九六五年）九六五頁。

【昭和一三年九月 朝鮮総督府時局対策調査会諮詢申書】

田中隆一「対立と統合の【鮮満】関係—【内鮮一体】・【五族協和】・【鮮満一如】の諸相」「ヒストリア」一五一号（一九九六年）一二七頁。

【朝鮮総督府施政年報 昭和一五年度版】、六五一頁。

【満州国】司法部編「親族繼承法審議録」。

【外交時報】第八二七号（一九三九年五月一五日号）。

【満州国】司法部編「親族繼承法審議録」四一五頁。

【総動員】第一、二合併号（一九三九年七月）

【満州帝国協和会中央調査部編「国内における鮮系国民実態」（一九四三年）一一四頁。

（38）創氏改名は、皇民化政策の一環として、姓（男系血統の称号）と本貫（一族発祥の地を柱とする従来の宗族制度に日式の「氏」制度を導入することで「天皇陛下ノ家」に再編することを目的とした政策である。

（39）山室信一「キメラ—満州国の肖像」（中央公論社、一九九三年七月）二九八頁。

（40）日本国籍が朝鮮に適用されなかつた理由について、参政権と政治的参加を制限することで、日本の朝鮮統治を確保するためであるという説がある。（李 盛煥「近代東アジアの政治力学」（錦正社、一九九一年）一五七頁）